する製造等をいう。）をしている者（以下「外国製造業者」という。）が法第二十三条の二の十七第三項の規定により選任した当該新管理医療機器の製造販売業者を除く。以下「新管理医療機器製造販売業者」という。）は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（新管理医療機器製造販売業者が当該期間内に当該届出が行われている新管理医療機器に係る法第二十三条の二の五第一項の承認の申請をした場合において、当該期間内に承認の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について承認又は承認の拒否の処分があるまでの間）は、法第二十三条の二の五第一項の承認を受けないでも、引き続き当該新管理医療機器の製造販売をすることができる。

2　この告示の施行の際現に新管理医療機器について法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出をしている者（外国製造業者が法第二十三条の二の十七第三項の規定により選任した当該新管理医療機器の製造販売業者に限る。）は、施行日から起算して六月を経過する日までの間（外国製造業者が当該期間内に当該届出が行われている新管理医療機器に係る法第二十三条の二の十七第一項の承認の申請をした場合において、当該期間内に承認の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときは当該申請について承認又は承認の拒否の処分があるまでの間）は、外国製造業者が法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けていない場合であっても、法第二十三条の二の五第一項の規定にかかわらず、当該新管理医療機器の製造販売をすることができる。

（製造販売の届出に関する経過措置）

第三条　この告示の施行の際現に法第二十三条の二の五第一項に規定する医療機器（この告示の施行により新たに同項又は法第二十三条の二十三第一項に規定する医療機器以外の医療機器に該当することとなったものに限る。）については、法第二十三条の二の五第一項の承認を受けている者は、当該医療機器につき、法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この告示の施行の際現に前項に規定する医療機器について法第二十三条の二の十七第一項の承認を受けている外国製造業者が同条第三項の規定により選任した当該医療機器の製造販売業者は、当該医療機器につき、法第二十三条の二の十二第一項の規定による届出を要しない。

（記載禁止事項に関する経過措置）

第四条　新管理医療機器については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（新管理医療機器製造販売業者が当該期間内に附則第二条第一項の承認の申請をした場合又は外国製造業者が当該期間内に同条第二項の承認の申請をした場合において、当該期間内に承認の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について承認又は承認の拒否の処分があるまでの間）は、法第六十四条において準用する法第五十四条第二号の規定は、適用しない。

（直接の容器等の記載事項に関する経過措置）

第五条　施行日から起算して二年を経過する日までの間に、販売し、貸与し、授与し、又は販売、貸与若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列する医療機器又はその直接の容器若しくは直接の被包に記載されていなければならない法第六十三条第一項第二号又は第八号に掲げる事項に変更が生じるものに係るこれらの規定で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

（承認前の医療機器の広告の禁止に関する経過措置）

第六条　新管理医療機器については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（新管理医療機器製造販売業者が当該期間内に附則第二条第一項の承認の申請をした場合又は外国製造業者が当該期間内に同条第二項の承認の申請をした場合において、当該期間内に承認の拒否の処分があったときは当該処分のあった日までの間、当該期間を経過したときはこれらの申請について承認又は承認の拒否の処分があるまでの間）は、法第六十八条の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第五百二十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1272	せっこうボード及びびねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	ＴＡＩＫＹＵＣＯＡＴ株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町512－2	平成27年3月27日
1273	せっこうボード及びびねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	ＴＡＩＫＹＵＣＯＡＴ株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町512－2	平成27年3月27日
1274	せっこうボード及びびねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	ＴＡＩＫＹＵＣＯＡＴ株式会社	埼玉県北葛飾郡杉戸町512－2	平成27年3月27日
1275	薄板軽量形鋼造（ＮＳスーパーフレーム工法）の住宅の劣化軽減措置に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	ＮＳハイパーツ株式会社 新日鐵住金株式会社	岐阜県可児市姥ヶ丘一丁目35番地 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	平成27年3月27日

○関東地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野県東筑摩郡生坂村四八一一番一から同村四八一四番一地先まで	前	一七・八六～三三・八〇メートル　〇・〇七三キロメートル
	後	一七・八六～六〇・〇五　〇・〇七三
長野県東筑摩郡生坂村四八一四番一地先から同村四八一四番一一地先まで	前	一八・六六～三九・二六　〇・一二七
	後	三二・六七～六五・九九　〇・一二七

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日

関東地方整備局長　越智　繁雄